

## 令和4年度第3回大野警察署協議会会議録

開催日時	令和4年9月21日（水）
開催場所	大野警察署 署長室
出席者	大野警察署協議会委員 5名 大野警察署署員 5名
開催内容	<p>1 議事</p> <p>(1) 大野警察署における横断歩行者妨害違反防止対策について</p> <p>(2) 早朝街頭指導、交通死亡事故現場視察を受けての意見交換</p> <p>(3) 「令和4年下半期 速度取締り指針」の説明</p> <p>※ 会議に先立ち、早朝街頭指導出発式、早朝街頭指導、死亡事故現場視察を実施</p> <p>2 質疑応答（□委員 ■警察署）</p> <p>(1) 早朝街頭指導を実施して感じたこと</p> <p>□ 委員</p> <p>小学校近くの通学路で早朝街頭指導をさせていただいたが、横断歩道の白線がほとんど消えている。優先順位があるのかもしれないが、どうにかならないか。</p> <p>■ 警察</p> <p>横断歩道の線引きについては警察で行うため、早急に調査して本部交通規制課に報告する。</p> <p>□ 委員</p> <p>交通事故防止対策として、国道158号線など主要道路に、大きな白パイのイラストが描かれた看板などを設置すると抑止対策に繋がるのではないか。</p> <p>看板は地元高校に協力して作成してもいいのではないか。</p> <p>■ 警察</p> <p>市街地は、大野市屋外広告物条例に抵触する場所が多く設置は難しい。また国道に関しても、同条例により道路の両端30～50mの位置に設置することは違法となることから、委員が提案する看板の設置は困難と考える。</p> <p>和泉方面の国道158号線対策としては、昨年、電柱にナイトポリス（ヘッドライトが照射されると警察官が立っているように反射するもの）を取り付け、交通事故抑止を図っている状況である。</p> <p>□ 委員</p> <p>街頭指導に同行させてもらったが、交差点に警察官が立っていても、黄色信号で交差点に入ってくる車両が散見された。もしかすると</p>

警察官が目立たず、運転手は気づかないのではないかと。せっかく立っているのだから目立つようにはどうか。

■ 警察

福井県では交差点に立つ際、あまり警笛を活用していないが、県外では、黄色信号に変わるタイミングで警笛吹鳴し、運転手に知らせる方法を取っているところもある。警笛を積極的に活用するなどして、警察官の存在をアピールする必要があると思う。

運転手側も、黄色信号無視では交通取締りを受けないという感覚があるのかもしれない。先ほどの横断歩行者妨害違反も同じだが、福井県のドライバーの意識が低いということである。ドライバーの意識を向上させるためには最低でも5年スパンで、交通指導取締りに取組まなければならないと感じている。署員に対しては、「大野市内では歩行者妨害違反の取締りが極めて厳しい」と言われるくらい交通指導取締りをするよう指示している。

□ 委員

私は普段から、職場などで横断歩行者妨害違反に関する話をするなど気を付けているが、私が横断歩道で停止しても、対向車が止まらなかったり、後続車が止まらず追い越したりすることがある。私が停止したことで交通事故を誘発するのではないかと感じることもある。

■ 警察

横断歩道の手前で停止することは間違いではない。対向車が止まらないことや、横断歩道手前で停止している車両を追い越すことは違反である。

これも、ドライバーの意識が低いことが原因であり、交通指導取締りを行うことでドライバーの意識を向上させていかなければならない。

横断歩道手前で停止することは、法令に遵守した行為であり、それを続けることで周囲のドライバーの意識向上に繋がるため、続けていただきたい。

□ 委員

交差点に入るスピードが速く、自分自身も気を付けなければいけないと感じた。

警察官が立っていても、交通違反を犯すということは、そういう癖になっているのかもしれない。規範意識向上のため、会社単位などで講習会を開いていただくと、より講習内容が浸透すると思う。

■ 警察

大野市内の各企業から、交通安全講習会の申込は随時受け付けている。人数の制限等もなく、少ないところでは従業員が5～6人の会社

でも実施しているので、交通課に連絡頂ければ講習会を開催させていただきます。

□ 委員

今回視察させていただき、地域の方が積極的に見守り活動などに参加してくれていることが解り、頭の下がる思いであった。

■ 警察

大野警察署としては、今回頂いた意見を踏まえ交通事故を減らすため、交通指導取締りにまい進していく所存である。

(2) 「令和4年下半期 速度取締り指針」の説明を受けて

□ 森田委員

交通取締り場所がいつも同じではないかと感じている。大野市民も交通取締場所を把握しており、あまり意味がないのではないか。交通取締場所を変えてはどうか。

■ 警察

御指摘のとおり、確かに取締場所は限られているので、交通事故状況や通行量などを考慮して、大野市内全域で実施できるように検討していく



3 次回開催予定日

令和4年11月下旬または12月上旬